

家屋照合調査の実施のお知らせ

平成30年度から平成32年度にかけて、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を実施します。現在、この調査の一環として、家屋照合調査を行っていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○全棟調査とは

この調査は、町内のすべての家屋について固定資産課税台帳の登録事項と比較し、増改築や未登記による課税もれ、または取壊し等がある家屋を調査するもので、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握し、固定資産税の公平かつ公正な課税を行うことを目的としています。

○調査方法

今回の調査は、家屋の課税資料を基に、原則公道からの目視による照合調査としますが、公道から確認できない場合は、お声がけのうえ敷地へ入らせていただく場合もあります（原則外観調査のみで家屋の中には入りません）。

調査の記録のため家屋や敷地の写真撮影を行います。

○現地調査員

調査は、町が委託した業者の現地調査員が行います。

「茨城町」の腕章と町が発行した現地調査員証を携帯しています。

なお、現地調査員が家屋調査以外の調査を行うことはありません。

○調査期間

平成30年10月～平成31年9月

なお、課税されていない家屋が調査の結果確認された場合は、後日あらためて評価のための調査にお伺いしますので、あらかじめご了承ください。

○委託業者

国際航業株式会社 東京都府中市晴見町2-24-1 ☎042-307-7425

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）



（現地調査員の服装）

平成31年度の町税等に関するお知らせ

（固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）

▶納税通知書の発送について

平成31年度の町税等（固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）に関する納税通知書は、次の日程により発送します。

税目	発送日
固定資産税	4月10日（水）
介護保険料	4月15日（月）
軽自動車税	5月7日（火）
町県民税※	6月11日（火）
国民健康保険税	7月16日（火）
後期高齢者医療保険料	7月16日（火）

※町県民税を納付書により納付（普通徴収）する方への発送日となります。

※給与から天引きの方（特別徴収）は、納税通知書を勤務先から受け取るようになります。

▶町税等の納期について

平成31年度 町税等納期（納付書で納付の方）は下記のとおりです。

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		1期			2期				3期		4期		
介護保険料		1期		2期		3期		4期		5期		6期	
軽自動車税			全期										
町県民税				1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

各税目・保険料の納期限日は、当月の月末となります。（12月のみ25日）
納期限日が休祭日の場合は、翌平日が納期限日となります。

- 【問合せ先】
- 固定資産税、町県民税、軽自動車税に関すること
税務課 ☎029-240-7114（直通）
 - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関すること
保険課 ☎029-240-7113（直通）
 - 介護保険料に関すること
長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）

職場の健康保険に加入された皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により、職場の健康保険に加入された場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（5番窓口）までお越しください。

【手続きに必要なもの】

①	職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証 （職場の健康保険に加入された方全員分）
②	マイナンバーカードまたは通知カード （職場の健康保険に加入された方全員分）
③	来庁される方の身分証明書（運転免許証など） 印鑑（朱肉を使うもの）

※別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要ですのでお問い合わせください。

【以下の2点に注意してください！】

- 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- 国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになってしまいます。
※ 職場の健康保険に加入された場合は、必ず手続きをお願いします。

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029-240-7113（直通）

町税等口座振替納付制度のご案内

便利で安全な口座振替で納付しましょう

町の指定した金融機関の預貯金口座から納期ごとに、町税等を納付できる制度です。

- ▶**取扱い金融機関** 茨城町指定の金融機関となります。なお、口座振替依頼書は町内にある金融機関及び一部水戸市内の金融機関の窓口を設置してあります。
- ▶**申込方法** 希望される金融機関に直接お申し込みください。
- ▶**申込に必要なもの** ①各種納税通知書（納付書）の全部
②預金通帳またはキャッシュカード
③金融機関届出印
- ▶**口座振替できる税目** 上記の税目となります。申込みをした月の翌月納期分から該当する町税等が振替になります。口座振替の詳細については下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7104（直通）